

令和4年度

市有施設（沼津市保健センター及び沼津夜間救急医療センター）

への飲料用自動販売機の設置に関する募集要領

令和4年12月

問い合わせ先

沼津市八幡町97番地 沼津市保健センター2階

沼津市市民福祉部健康づくり課

TEL:055-951-3480

FAX:055-951-5444

URL:<https://www.city.numazu.shizuoka.jp>

沼津市保健センター及び沼津夜間救急医療センターにおける飲料用自動販売機の設置について一般競争入札を実施しますので、参加される方は、この募集要領及び入札心得書をご確認の上、お申し込みください。

1 貸し付ける物件

入札により飲料用自動販売機の設置をするために賃貸する市有施設は、次のとおりです。詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

物件番号	2-1	2-2
所在地	沼津市八幡町 97 番地	沼津市日の出町 1 番 15 号
貸付場所	沼津市保健センター 1 階	沼津夜間救急医療センター待合室
設置台数	1 台	1 台
貸付面積	2.2 m ²	2.2 m ²
年間の固定額	18,643 円（税抜）	31,213 円（税抜）
売上金額に対する最低貸付料率	10%	10%
販売種目	飲料（缶・ペットボトル・ビン）	飲料（缶・ペットボトル・ビン）

※貸付面積には、使用済容器の回収ボックスの設置面積を含みます。

※販売種目の販売価格については、入札参加者の定価としてください。なお、容器の種類については缶・ペットボトル・ビンのいずれかを原則としますが、市が認めた場合は、全体（販売する品数）に対する一部分につき、その他のものも可とします。

2 入札参加者の資格

入札心得書第 3 条（入札参加資格）の要件を全て満たす法人または個人に限り、入札に参加することができます。入札参加資格をよく確認の上、申し込みしてください。

3 契約に当たっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、庁舎等の建物を貸し付ける場合は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条による定期建物賃貸借契約であり、3 (2) の貸付期間満了時において契約の更新及び当該期間の延長は行いません。なお、当該賃貸借期間満了の 1 年前から 6 か月前までの間に、契約期間の満了により本件賃貸借が終了する旨を書面により通知します。

【沼津市保健センターの開館日及び時間】

- ・平日（「土日祝日※」及び「年末年始（12/29～1/3）」を除く月曜日から金曜日まで）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ 土日祝日は基本的に閉館となりますが、保健センター等の事業及び行事で使用

する場合があります

【沼津夜間救急医療センターの診療日及び時間】

- ・ 平日（「土日祝日」及び「年末年始（12/29～1/3）」を除く月曜日から金曜日まで）
午後 8 時 30 分から翌朝 7 時まで
- ・ 「土日祝日」及び「年末年始（12/29～1/3）」
午後 6 時から翌朝 7 時まで

(2) 貸付期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 8 年 1 月 31 日（土）まで

(3) 貸付物件の用途指定

飲料用自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。なお、沼津夜間救急センターでは病者用食品経口補水液「オーエスワン」を販売すること。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。違反した場合は契約解除事由となります。

ア 貸付物件を飲料用自動販売機設置運営事業以外の用途で使用する事。

イ 貸付物件に工作物を設置すること。

ウ 本件貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。また、貸付物件を第三者に転貸すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において、酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 災害対応

災害時に自動販売機内の商品を設置事業者の負担により無料で提供できる災害対応型の機種としてください。

(6) 環境配慮

ノンフロンを冷媒として採用した機種、消費電力量の低減に資する技術を導入した機種等の設置に努めてください。

(7) 安全対策等

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）に基づく措置を講じてください。

イ 自動販売機の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を順守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うものとする。

(8) 使用済み容器の回収

ア 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた、使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器等は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で回収処分してください。

イ 回収した使用済み容器については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）など関係法令に基づいて適切に処理してください。

(9) 自動販売機の管理運営

ア 設置事業者は、商品補充、金銭管理等について責任を持って行うとともに、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行ってください。

イ 自動販売機の故障対応や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応するよう、営業所の名称、所在地、電話番号等の連絡先を明確に表示してください。

ウ 自動販売機の汚損、毀損、故障等について、原因が市の責めに帰することが明らかでない場合を除いては、市は責めを負わないものとします。

(10) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売り上げ状況は、1か月ごとにとりまとめ、翌月の10日までに市に売上報告書を提出してください。

(11) 必要経費

ア 自動販売機及び容器回収ボックスの設置並びに撤去、原状回復等に要する工事費、移転費、維持管理費等にかかる一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金等の光熱水費については、設置事業者の負担とします。また、電気使用量を計るための子メーターについても設置事業者の負担にて設置するものとします。

(12) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、市が利用況等についての実地調査を行うとき、又は関係書類の提出を求めたときには、設置事業者は市に協力するものとします。

(13) 貸付物件の引き渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料用自動販売機設置運営事業に必要な費用は設置事業者が負担するとともに、契約期間終了後は、市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還してください。

4 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申し込みは、必ず受付期間内に行ってください。期間が過ぎてから提出した場合は入札に参加できません。

なお、申し込みは、この募集要領の入札参加申込書の様式を使用し、入札心得書第4条に示す書類も一緒に提出してください。

(1) 受付期間

令和4年12月15日（木）から令和4年12月28日（水）まで（土日を除く）

午前9時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所

沼津市市民福祉部健康づくり課（沼津市保健センター2階）

〒410-0881 沼津市八幡町97番地

(3) 受付方法

郵送または持参により提出してください（ファックスや電子メールは不可）。

郵送による提出の場合、郵便書留により、受付期間内に受付場所に到達するようにしてください。

5 入札の日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

- ・日時 令和5年1月16日（月）
 物件番号2-1 午前11時00分
 物件番号2-2 午前11時30分
- ・場所 沼津市八幡町97番地 沼津市保健センター1階 予防接種室

(2) 入札方法

- ア 本人又はその代理人が入札書を提出するものとします（代理人が入札に参加する場合は、委任状が必要になります）。
- イ 電送又は郵送での入札はできません。
- ウ 入札には、入札心得書第6条第3号に示す「入札参加資格があることが確認できた旨の通知書の写し」を入札執行場所に持参し、提出するものとします。
- エ 入札は、募集要領に示す「入札書」等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封かんし、入札箱に投入すること。
- オ 入札書の提出後、入札の取消し及び入札書の記載事項の変更はできません。

6 入札する貸付料率

売上金額に対する貸付料率（小数点以下第一位まで）を入札書に記入してください。

7 入札の無効

入札の無効事由に該当しないようご注意ください。なお、詳細は、入札心得書第8条（入札の無効）をご覧ください。

8 落札者の決定

入札書投函完了後、直ちに開札します。落札者の決定は、入札心得書第10条に示すとおりです。

9 契約手続き等

開札により落札者が決定したときは、落札決定を通知します。

(1) 契約の締結

契約締結は、落札決定の通知と一緒に送付する契約書（この募集要領の自動販売機設置場所賃貸借契約書）により、落札決定の通知を受け取った日から数えて5日以内に行うものとします。

(2) 貸付料の納付

入札心得書第 14 条に示すとおり、沼津市指定金融機関等で納付していただきます。

納付額は、年間の固定額と、売上金額に対し落札した貸付料率を乗じて得た金額それぞれに消費税及び地方消費税に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）を加算した金額とします。ただし、貸付期間中の各年度において、その年度内の貸付期間が 1 年に満たないときの年間の固定額は、年間の固定額を 12 で除した金額に当該年度における貸付の月数を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）とします。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除とします。

10 自動販売機設置の手続き等

契約締結後、借受人は令和 5 年 2 月 1 日から、設置場所で飲料用自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行ってください。

(1) 電気料金等

借受人は、貸付料のほかに、光熱水費の実費相当分を毎月お支払いいただきます。

(2) 自動販売機の設置

既設の自動販売機がある物件については、令和 5 年 1 月 31 日までに撤去を行います。借受人は、令和 5 年 2 月 1 日に営業開始できるよう、設置を含め準備を行ってください。